

# 生徒指導通信

新潟県立三条東高等学校  
生徒指導部  
平成31年4月17日 No.1

## ○自転車のルール、マナー要注意！

4年前より道路交通法が一部改正となり、自転車運転者が危険行為（例：信号無視、歩道通行時の通行方法違反、遮断踏切立入、不良自転車運転、一時不停止等…）3年以内に2回以上繰り返した場合、各都道府県の公安委員会から「自転車運転講習」を受けるよう命令されます。講習の受講には3時間と手数料5,700円（標準額）が義務づけられました。

※受講命令違反は5万円以下の罰金

例年の事ながら、本校の登下校時の交通マナーについては近隣の方々より注意の連絡をいただきます。法律が改正されたから、罰則が厳しくなったからということではなく、自らの命を大切に考え、交通ルール、マナーを遵守するよう御家庭でも御指導下さいますようお願いいたします。

### ●対象となる主な危険行為（警察庁より）

- ・信号無視
- ・歩道通行時の通行方法違反
- ・通行禁止違反
- ・路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- ・遮断踏切立入
- ・ブレーキ不良自転車運転
- ・歩行者用道路における車両の義務違反
- ・交差点安全進行違反等
- ・指定場所一時不停止等
- ・酒酔い運転
- ・通行区分違反
- ・交差点優先者妨害等
- ・環状交差点安全進行義務違反等
- ・安全運転義務違反

※その他当然ながら、スマートフォンの操作をしながら、イヤホンで音楽等を聞きながらの運転も含まれます。

## ○服装は高校生らしくさわやかに

新学期が始まり、始業式には服装指導を行いました。その時だけ服装を確認するのではなく、普段から正しい服装で学校生活を送れるよう身だしなみを家庭でも御確認下さい。

本校では高校卒業後の進路実現を考え、例えば面接試験に即受験可能な服装を一つの目安に指導をしています。そのため「生徒心得」には必要最小限の内容のみ記載されており、細かいことについては一つ一つ記載されているわけではありません。高校生として相応しい身だしなみなのか自ら考える力をつけるとともに、必要に応じて保護者からも声をかけていただきたいと思います。

### ★最近の気になる様子

男子：学生服の第一ボタンを外している。

ベルトが華美（穴が必要以上にある、編み目等）、またはしていない。

学生服の下にYシャツを着ていない。

女子：スカートをウエストで折り、丈を短くする。（スカートの裾は膝にかかる丈が基準）

ブラウスの第一ボタンを外し、リボンのひもをゆるめている。

共通：長期休業中などに髪の色を染め或いは脱色し、染め直したもののまた落ちてきている。

### ★制服は学校のブランド！

外部の方々から見て学校の制服は学校の品位を決めるものと考えられます。その品位である制服を「着崩し」や「だらしない」着方をして、学校の品位を下げってしまう行為は学校を愛する人々にとって大変迷惑なことです。制服そのものは個人の持ち物ですが、制服の「正しいカタチ」は制服を着ているみなさんのブランドです。

## 〇いじめ見逃しゼロ！

「いじめ」の定義：いじめ対策推進法第2条より

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

本校でも毎学期いじめを含む学校生活全般のアンケートを行っています。また、いつでもどこでも起こりうることもあると考え、「いじめ」を含めた悩み事を“話せる相手にいつでも伝えてほしい”と思います。

**その他の相談窓口** 新潟県いじめ相談 Mail : [ijimemailsoudan.org](mailto:ijimemailsoudan.org) 24時間子供 SOS ダイアル : 0120-0-78310  
新潟県いじめ対策ポータル

## 〇携帯電話・スマートフォンの使い方は大丈夫？

生徒の安全確保と非行防止、問題行動の抑止の目的で新潟県の公立学校では「ネットパトロール」が行われています。本校でも定期的に報告をいただき、適宜該当の生徒には必要な指導を行っています。また、今年度もau様から「スマホ・ケータイ安全教室」と題し、携帯電話、スマートフォンの使用について講話していただく予定です。

しかしながら、それだけではまだまだこのネット社会を迎えた現代には危険な面が見られ、様々なトラブルに巻き込まれる危険性が潜んでいます。

携帯電話やスマートフォンは保護者が責任者となり同意の上で生徒は使用しています。子供たちがどのように使っているかを知っておく必要があると考えられます。

気になる点をあげましたので家庭で使い方（ルール・マナー・モラル）について話す機会をつくっていただくと幸いです。

### ①SNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用について

facebook、Twitter、LINE、インスタグラムなどのSNSを利用したトラブルが社会的にも問題になっています。個人を誹謗中傷する記載はもちろん、特定の個人名や画像・動画を載せたり、個人名は載せなくても、知っている人が見れば特定可能な個人についての非難等も本来使われるべき使用法ではありません。また、高校生活にとどまらず将来の進路を左右することにもつながりかねません。このような状況が見られた場合、学校でも毅然と注意・指導を行って参ります。

### ②学校生活での利用について

登下校を含め、校内での廊下を歩行中の「歩きスマホ」、自転車に乗車中の使用など、視野が狭くなり自他ともに危険な状態になるため禁止しています。また、授業中は電源を切り、鞆に入れることも合わせて指導しています。家庭での使用時間も含めて見直し、携帯電話・スマートフォンへの依存性に心配ないかも考えてみましょう。

### ③その他社会的な問題について

本校では確認されていませんが、連日の報道では「他からの注目を浴びようとする目的からのバカッターやバイトテロ」等の法律に抵触する事案が報じられています。ある専門家からは「スマホの普及による『気軽さ』を問題視する。『過激な動画撮影に抵抗がなくなった時が怖い。その後この動画が悪用されることもあると認識する必要がある』」とまとめられていました。このような事例があった場合についても厳しく指導していきます。



**生徒についての報告・連絡・相談（ハウレンソウ）または御不明な点は学校まで御連絡下さい。**

**新潟県立三条東高等学校 生徒指導部 係：坂爪**

**TEL 0256(38)6461**